

佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、過疎等地域など条件不利地域の振興の持続を目的として、地域住民が取り組む地域課題の発見や解決・緩和、それを担う人材育成などの地域づくり活動（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類及び対象地域など)

第 2 条 補助金の種類及び対象地域、対象事業、補助率、限度額は、別表第 1 のとおりとする。

(対象者)

第 3 条 補助金の対象者は、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 特定の政治や宗教、産業、職業などに基づき構成された団体でないこと
- (2) 構成員の年齢や性別、職業、所属などに多様性をもつ団体であること
- (3) 原則、5 人以上（うち過半数は佐世保市の住民登録者であること）で構成された団体であること

(対象経費等)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、一定の効果が見込まれるものと判断される直接的な経費で、別表第 2 に定める経費とし、交付決定日以降に支出したものに限る。

2 補助金額に 1, 000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の事業計画書及び、記載内容を補完する書類
- (2) 事業に係る収支予算書及び収支内訳書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 前条の申請があったとき、市長は、佐世保市過疎等地域振興持続支援事業審査委員会を開催して内容を審査したうえで、交付を決定するものとする。

なお、交付を決定したときは、佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、交付決定にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

(請書の提出)

第7条 前条の交付決定通知書を受理した申請者は、速やかに請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(事業の変更及び中止)

第8条 申請者は、補助事業の内容等を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、あらかじめ佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)又は佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金取下申立書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、補助金交付決定額の減額又は事業内容のみの変更(事業費の変更がないものに限る。)に該当する場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付内容を変更し、変更後の決定内容について、佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取下申立書が提出されたときは、佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、当該事業完了後、速やかに佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定に基づく報告があった場合は、その内容を審査

し、適当と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 なお、補助金額は、第6条に規定する交付決定額を上限として確定する。

3 概算払いにより補助金を交付した場合で、確定した補助金額が交付決定額を下回る場合は、概算払いにより補助金の交付を受けた者は、速やかに、補助金の精算を行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の通知を受けた申請者は、佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、概算払いにより補助金を交付することが出来る。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限りで効力を失う。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の佐世保市過疎等地域振興持続支援事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）中にこれに相当する規定があるときは、改正後の要綱によってなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表第 1

| 種 類 | 対象地域 | 対象事業 | 補助率 | 限度額 |
|------|----------------------|---|-------------|-------------|
| 持続支援 | 過疎や半島、離島の振興法に基づく指定地域 | <p>地域振興の持続に寄与する地域課題の発見や解決・緩和、それを担う人材育成などで主に次のような事業</p> <p>(1) 課題発見などに係る話し合い</p> <p>(2) 他地域への先進地視察</p> <p>(3) 知識や技術習得に係る研修会</p> <p>(4) 課題解決のための事業計画の策定</p> <p>(5) 研修会や事業計画策定のための講師やコーディネーターの招聘</p> <p>(6) 事業計画の実証、試行など</p> <p>上記に掲げる各事業について 1 回のみの交付とする。</p> | 3 / 4 以内 | 3 7 5 千円 |
| 取組支援 | | <p>1 持続支援の補助金の交付対象事業の延長として実施する事業</p> <p>2 令和 2 年度に佐世保市地域力アップ支援事業を活用又は、活用を予定していた事業のうち広義の地域振興を目的とし、かつ成果や受益が特定の業種や分野、趣味に限定されない事業。</p> <p>なお、成果や受益が特定の業種や分野、趣味に及ぶ傾向がみられる場合は、合理的な案分方法によりその分を補助対象外とする。</p> | 1 / 3 以内 | 2 0 0 千円 |

別表第2

| 対象経費 | 内 容 |
|----------|--|
| 1. 報償費 | 講師やコーディネーターへの謝金など |
| 2. 旅費 | 先進地視察などに係る交通費（日当は含まない） |
| 3. 需用費 | 事業の実施に必要な需用費で、飲食費用は除く |
| 4. 役務費 | 通信運搬費、保険料、広告料、手数料等 |
| 5. 委託料 | 芸能、警備など事業の一部で専門性を要する業務委託に限る |
| 6. 使用賃借料 | 会場使用料、事業用機械器具等の賃借料等 |
| 7. 原材料費 | 製品製造等に必要な原材料（当該補助金の対象者が、自主財源の確保や経費削減を目的として直接行うものに限る） |
| 8. 備品購入費 | 事業の実施に不可欠な備品購入費（リース・レンタルを行うことが困難及び非効率的な場合に限る） |
| 9. その他 | 上記のほか、事業の実施に必要なと市長が認める経費 |

※補助金の対象者の人件費は含まない。